

長期優良住宅(200年住宅)で、固定資産税を減額措置

将来の生活の基礎となる、良質で長期にわたり良好な状態で使用できる認定長期優良住宅を次の要件で新築した場合、固定資産税が減額されます。

■減額となる要件(次の要件を全て満たすことが必要)

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅
- ・平成21年6月4日から平成22年3月31日までに新築された住宅
- ・床面積が50㎡(戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下の住宅であり、併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上の住宅で居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下

■減額の内容

- ・1戸当たり120㎡までの部分の住宅にかかる固定資産税の2分の1が減額されます。

※都市計画税は減額の対象ではありません。「新築住宅に対する減額措置」と併せての減額適用は受けられません。

■減額期間

- ・中高層耐火建築物である住宅 新築後7年間
- ・上記以外の住宅 新築後5年間

■提出書類

- ・認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書
- ・建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行した認定長期優良住宅であることを証する証明書

■申告方法

新たに固定資産税が課税される年度の初日の属する年の1月31日までに、税務課へ申告してください。



【問合せ】 税務課資産税担当 ☎④8713

■只今、家屋調査巡回中

新築家屋などの固定資産税及び都市計画税の評価額を決定するための調査です。市の職員が調査に伺います。家屋を新築・増築・滅失された方はご連絡をお願いします。 問合せ先：税務課 ☎④ 8713

国民年金の国庫負担割合が「1/2」に引き上げられました

平成21年6月の法改正により、国民年金保険料の免除期間がある方の基礎年金の国庫負担割合が1/3から1/2へ引き上げられました。それに伴い、老齢基礎年金の年金額の計算方法が変更になり、平成21年4月分から適用されます。

先月配布しました「明日を支える国民年金」パンフレットの7ページの計算は、下記のとおり保険料期間に応じ、分けて計算することになりますので、訂正をお願いいたします。

■老齢基礎年金 = 年金額① + 年金額②

$$\begin{aligned} & \text{年金額① 平成21年3月までの期間 (国庫負担割合 1/3)} \\ & \text{平成21年度年金額} \times \frac{\text{保険料納付月数} + \frac{\text{保険料全額}}{\text{免除月数}} \times \frac{1}{3} + \frac{\text{保険料} 3/4}{\text{免除月数}} \times \frac{1}{2} + \frac{\text{保険料半額}}{\text{免除月数}} \times \frac{2}{3} + \frac{\text{保険料} 1/4}{\text{免除月数}} \times \frac{5}{6}}{40 \text{年 (加入可能年数)} \times 12 \text{ヶ月}} = \text{年金額①} \end{aligned}$$

+

$$\begin{aligned} & \text{年金額② 平成21年4月からの期間 (国庫負担割合 1/2)} \\ & \text{平成21年度年金額} \times \frac{\text{保険料納付月数} + \frac{\text{保険料全額}}{\text{免除月数}} \times \frac{1}{2} + \frac{\text{保険料} 3/4}{\text{免除月数}} \times \frac{5}{8} + \frac{\text{保険料半額}}{\text{免除月数}} \times \frac{3}{4} + \frac{\text{保険料} 1/4}{\text{免除月数}} \times \frac{7}{8}}{40 \text{年 (加入可能年数)} \times 12 \text{ヶ月}} = \text{年金額②} \end{aligned}$$

これは平成21年3月以前の被保険者期間と平成21年4月以降の被保険者期間を有する場合です。平成21年3月以前の期間のみの方は年金額①の計算となります。

【問合せ】 市民課 ☎④8720 加古川社会保険事務所 ☎079-427-4740

加西病院のコーナー

加西病院WEB サイト <http://www.hospital.kasai.hyogo.jp/>

『加西市感染防止ネットワーク』

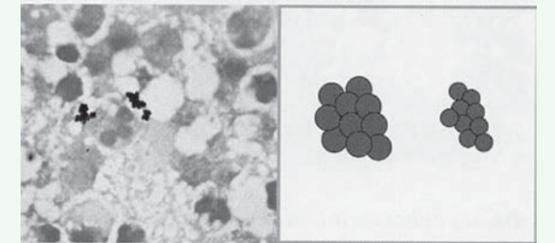
加西病院は公立病院として種々の使命を果たしています。その一つに『地域全体の医療レベルの向上』があります。『加西市感染防止ネットワーク』はまさしくこの使命を担う活動です。平成20年4月に設立し、これまで市内の医療施設・介護施設を集めて3回の講演会を開きました。第1回は『標準予防策』、第2回は『疥癬(かいせん)』、そして最近の第3回は『薬剤耐性菌(MRSA)』でした。以下、この会の中心となって活躍している富永博夫中央検査科部長の一文を紹介します。

「病院や介護施設で、ノロウイルスや疥癬あるいは院内感染が広がるとマスメディアが報道し、社会的関心を集めます。本院は市民医療を担う公的病院として、このような感染症から地域全体を守ることをめざし、地域で連携する感染対策に取り組んでいます。

施設で“利用者に感染させない”こと、“従事者も感染しない”ことがモットーです。感染防止の基本的な考え方や具体的方策を勉強し、一つ一つの施設が実践的に取り組めるよう情報交換や知識・知恵の共有を図ります。

今後、医療従事者のみならず、市民の方々や家庭でも感染予防に関心を持って頂き、地域全体で感染防止の意識の高揚を図りたいと願っています。

第3回テーマの『MRSA』(メチシリン耐性ブドウ球菌)を巡っては、医療裁判になった過去があり、今でも誤解している人がいます。MRSAは健康人も一定の割合で持っています。感染力は弱く、免疫機能低下を持った患者でなければ恐れる必要はありません。手洗いが対応の基本です。一方、この菌を持っているだけで入所させない介護施設が未だに存在します。このような偏見を無くすことも市民の利益に叶う活動であると考えています。(病院長)



写真：ブドウ球菌
MRSAは人の手や咽頭など何処にでもいるブドウ球菌の仲間です。健康人の10%近くが知らずにこの菌を持っています。MRSAは感染力が弱く、普通の人に重篤な感染症を起こすことは稀ですが、免疫の低下した患者で感染源になると厄介です。その際には特別な抗生薬が使用されます。感染予防には手洗いが有効です。いたずらに恐れる菌ではありません。

■まちかど医療指南のお知らせ：市立加西病院では、「市民の皆様と共に歩む病院づくり」をめざして、医師が直接まちかどに出向き医療講話を行う「まちかど医療指南」を始めます。気軽にお立ち寄りください。

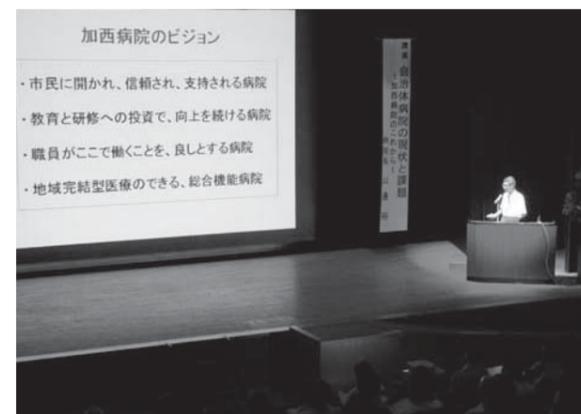
日時：8/27(木) 16:00～16:30

場所：アステシアかさい1階(コープ前ロビー)

内容：「新型インフルエンザ再来に備えよう！」山邊院長

問合せ先：市立加西病院 病院経営推進室 ☎④ 2200

第3回市立加西病院「市民フォーラム」を開催



山邊院長の基調講演

7月23日、健康福祉会館大ホールで、第3回市立加西病院「市民フォーラム」を開催したところ、236名が来場されました。

初めに、山邊院長が、「自治体病院の現状と課題ー加西病院のこれから」と題して、病院の経営状況や将来ビジョンを示す基調講演を行いました。その後の意見交換では、参加者から出された「地方公営企業法の全部適用に移行するとどうなるのか」等の質問に、壇上の病院幹部が例を挙げながら直接回答し相互理解を深めました。また、事前に寄せられた待合時間の短縮等の要望には、岩崎看護部長が現状や病院の取り組み状況について詳しく説明。

病院では今後、参加者からの貴重な意見や当日提出されたアンケート結果を、大いに活用させていただきます。

【問合せ】 市立加西病院 病院経営推進室 ☎④2200